

# 公益社団法人三重県獣医師会

## 小動物部会規約

この法人の定款第42条第2項ならびに部会設置運営規程に基づき小動物部会規約を制定し、次のとおり運営する。

### (目的)

第1条 この部会は、伴侶動物の健康と福祉の増進に努め、併せて人と動物の共生社会を目指して会員の研修と連携を図り、もって社会的貢献に寄与することを目的とする。

### (事業)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 獣医療ならびに学術に関すること
- (2) 動物愛護事業に関すること
- (3) 学校飼育動物に関すること
- (4) 県が行う犬の譲渡事業に伴う健康管理に関すること
- (5) 野生鳥獣保護に関すること
- (6) 人獣共通感染症に関すること
- (7) その他、この部会の目的推進に関すること

### (部会員)

第3条 部会の会員（以下、「部会員」という。）は、次の3種とし、小動物診療に携わる正会員をもって部会員とする。

- (1) A会員 自ら診療所を経営する開業会員及び院長又は院長に代わる勤務獣医師。
  - (2) B会員 (1)に該当する会員で主たる診療が小動物でない場合、または(1)に該当する4月1日現在で満70歳をこえる会員であって、当該会員を希望する場合、支部部会において当該会員を推薦され部会役員会で承認された会員。
  - (3) C会員 診療所で勤務獣医師又はインターンとして従事する会員及び止むを得ない理由により支部部会において当該会員を推薦され部会役員会で承認された会員。
- 2 部会に入退会をしようとするものは、入退会届等を部会長に提出しなければならない。
- 3 第1項の(1)、(2)の会員は別に定める部会費を納入しなければならない。

### (部会役員)

第4条 部会に次の部会役員を置く。

- (1) 部会役員は8名以上12名以内とする。
  - (2) 部会役員のうち、部会長を1名、副部会長を2名とする。
  - (3) 部会役員は、本会担当理事数名と各支部が推薦する会員からなる。
  - (4) 部会長は本会理事から、副部会長の1名は本会理事から、1名は部会役員から選任する。
  - (5) 担当理事は、会長が任命し理事会の承諾をもって決定する。
- 2 部会長は、部会を代表し、その業務を統括する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 部会役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により選任された部会役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(部会役員会)

第5条 部会役員会は、部会役員をもって構成する。

- 2 役員会は、この規約に定めるもののほか、この部会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 3 役員会は、部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。また必要に応じ、電子会議を行うものとする。
- 4 役員会での討議内容または決定事項について、各支部役員はそれぞれの支部会員に連絡し、その実施にあたり協力を求めるものとする。このとき異論がある場合は、支部役員がこれを集約し部会長に報告する。
- 5 部会長は、必要と判断した場合、小動物部会員全員が参加可能な全体会議を開催することができる。
- 6 本会会長、副会長は、必要により会議に出席し、意見を述べることができる。
- 7 会議の議事については、議事録を作成し、部会長は本会会長に報告しなければならない。

(部会経費)

第6条 部会運営に要する経費は、部会から支出する。

(改 廃)

第7条 部会規約の改廃は、理事会の議決による。

(その他)

第8条 部会運営のため、この規約の定めのない事項については、本会会長がこれを決裁する。

附 則

- 1 この規約は、公益社団法人三重県獣医師会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規約は、平成29年3月23日理事会において、一部改正を行った。